

令和7年12月 2日 開会

令和7年12月12日 閉会

令和7年第4回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

12月 2日 (火)

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第75号について (提案説明・質疑・委員会付託)	5
議第76号について (提案説明・質疑・委員会付託)	6
議第77号について (提案説明・質疑・委員会付託)	7
議第78号について (提案説明・質疑・委員会付託)	9
議第79号及び議第80号について (提案説明・質疑・委員会付託)	10
議第81号から議第83号までについて (提案説明・質疑・委員会付託)	16
議第84号について (提案説明・質疑・委員会付託)	20
議第85号について (提案説明・質疑・委員会付託)	26
議第86号について (提案説明・質疑・委員会付託)	27
議第87号について (提案説明・質疑・委員会付託)	29
散会	32
会議録署名議員	33

12月 12日 (金)

議事日程	35
議長及び出席議員	36
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	36
職務のために出席した者	36
開議	37

会議録署名者決定	37
一般質問	37
3番 西松幸子議員	37
6番 渡邊裕光議員	40
2番 渡辺康司議員	43
1番 栗原宏行議員	46
4番 傍嶋邦博議員	50
7番 石原英一議員	58
特別委員会報告	62
議会改革特別委員会	62
常任委員会報告	63
民生文教常任委員会	63
総務産建常任委員会	64
議第75号について（討論・採決）	64
議第76号について（討論・採決）	65
議第77号について（討論・採決）	65
議第78号について（討論・採決）	65
議第79号について（討論・採決）	65
議第80号について（討論・採決）	66
議第81号について（討論・採決）	66
議第82号について（討論・採決）	66
議第83号について（討論・採決）	67
議第84号について（討論・採決）	67
議第85号について（討論・採決）	67
議第86号について（討論・採決）	67
議第87号について（討論・採決）	68
議第88号について（提案説明・採決）	68
議第89号から議第92号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）	69
議第93号について（提案説明・質疑・討論・採決）	75
閉会	76
会議録署名議員	77

令和 7 年 1 月 2 日 (第 1 日)

議 事 日 程 (令和7年12月2日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第75号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議第76号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第77号 安八町子育て支援施設の設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第6 議第78号 安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第79号 安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第8 議第80号 安八町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第9 議第81号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第82号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第83号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第84号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第13 議第85号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議第86号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第87号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算(第3号)

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大平文雄

○出席議員(10名)

1番 栗原宏行 2番 渡辺康司 3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博 5番 坂悟 6番 渡邊裕光
7番 石原英一 8番 大平文雄 9番 岩田讓治
10番 山中美惠子

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	岡田立	副町長	山田恭
教育長	青山桂子	会計管理者	坂和由
総務課長	河合一	税務課長	堀迫秀紀
生活環境課長	定益直子	福祉課長兼安八温泉所長	山田靖
こども家庭課長	田中弓	まちづくり推進課長	大平共美
農政課長	松岡政司	教育課長兼ハートピア安八館長	梅村明広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡邊茂且	書記	川添順子
書記	梶井公歴		

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者の決定について、私から指名させていただきます。

5番 坂悟君、6番 渡邊裕光君を指名いたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの11日間に決定することにしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 皆様、改めましておはようございます。

本日、令和7年第4回安八町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変御多用の中、御参集賜り誠にありがとうございます。

師走に入り、今年も残り1か月を切りました。今年も各地で地震や風水害など自然災害が発生し、多くの方々が被害を受けられました。改めてお見舞い申し上げたいと思います。

また、全国的に熊による被害も多発しており、近隣では揖斐川町をはじめ、大野町、池田町、海津市でも数多くの熊が目撃、捕獲されている状況でございます。揖斐・長良川の両河川に挟まれた我が町でも、今後は川を下てくる可能性がないとは言えず、その対策も今後検討が必要になると考えているところでございます。

さて、令和7年度は3村合併70周年という節目の年となり、予算をお認め

いただき、4月から様々な特別イベントなども開催し、町民の集いの場、憩いの場、語らいの場を提供してまいりました。中でも、11月1日に開催しました合併70周年記念式典では、厳かな雰囲気の中で町民の皆さんと共に盛大にお祝いできたことを大変うれしく思っています。議員各位におかれましては、御臨席賜りましたことに、この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

12月30日には、最後となる記念イベントとして音楽祭を計画しております。既に皆さんも御存じですが、愛知室内オーケストラと200人による第九の合唱が大きな感動を与えてくれるでしょうし、トリを飾るにふさわしいイベントになると思っています。ぜひ皆様にも御参加または御臨席賜りたいというふうに思います。

話は変わりますが、国におきましては高市政権が誕生し、近年まれに見る高支持率の中、その手腕が期待されているところでございます。先月28日には、経済対策として物価高騰対策や子育て支援、成長産業の育成など、一般会計支出で18兆円を超える規模の補正予算案が閣議決定をされました。また、併せてガソリン暫定税率の廃止が決定し、国や地方の税収が大きく減少となり、地方に与える影響も大きいとも考えられます。

ただ、今回の補正予算案では、我々にとっては物価高騰対策支援交付金や子育て家庭への2万円給付金などが大きな柱となっており、物価高騰対策支援交付金につきましてはいろいろメニューも示されてくると思います。しっかりと町民のニーズなどを酌み取り、実感の湧く支援となるよう努力してまいります。内容が決まり、補正予算として議会へお諮りさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、本定例会に提案させていただきます議案は、条例改正、令和7年度一般会計・特別会計補正予算など13議案でございます。

個々の案件につきましては担当より説明させていただきますので、十分御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願ひ申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方にお願いいたします。説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

議長 日程第3、議第75号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
を議題とします。

提案説明を求めます。

生活環境課長 定益直子さん。

生活環境課長 議案書の1ページをお開きください。

議第75号につきまして御説明申し上げます。

議第75号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただき、3ページをお願いいたします。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例。

安八町印鑑条例（昭和53年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料1ページを御覧ください。

安八町印鑑条例新旧対照表でございます。

左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

第10条の2につきましては、住民の皆様がマイナンバーカードやスマートフォンを利用し、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機、いわゆるマルチコピー機から御自分の印鑑登録証明書を申請、取得する手続を定めたものでございます。

中段にあります「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改めることにつきましては、本条例で引用しております電気通信事業法の改正により新たな規定が追加され、項ずれが生じたことに伴い、引用条文を現行法に合わせる改正を行うものでございます。

それでは、議案書3ページ末尾に戻っていただきまして、附則を御覧くだ

さい。

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第75号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第75号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第4、議第76号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 議案書5ページをお願いいたします。

議案第76号について御説明申し上げます。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

令和8年3月31日をもって「ふたばこども園」を廃園するため、本条例の一部を改正するものであります。

7ページをお願いいたします。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年安八町条例第20号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

改正の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料3ページをお願いいたします。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例新旧対照表。

左が改正前、右が改正後でございます。

第2条の表中、ふたばこども園の名称と住所を削除します。

議案書7ページに戻っていただきて、附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第76号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第76号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していくことに決定いたしました。

議長 日程第5、議第77号 安八町子育て支援施設の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 それでは、議案書9ページをお願いいたします。

議第77号 安八町子育て支援施設の設置及び管理に関する条例制定について説明させていただきます。

安八町子育て支援施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

令和8年3月31日をもって廃園となる「ふたばこども園」に、新たな「子育て支援施設」を設置するため、本条例を制定するものであります。

11ページをお願いいたします。

条例本文であります。

それでは、各条文について御説明申し上げます。

第1条では、児童福祉法に基づく子育て支援施設として設置する趣旨を定めています。

第2条では、支援施設の名称及び位置を定めています。

第3条では、支援施設で行う事業を定めています。

第4条では、支援施設の職員配置について定めています。

第5条では、支援施設の開館時間及び休館日について定めています。

第6条では、支援施設の利用者の範囲を定めています。

第7条では、支援施設の利用を制限する事項について、12ページにかけて定めています。

第8条では、施設の利用料について定めています。

第9条では、この条例に定めるほか、必要な事項は別に町長が定めることとしています。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑はありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第77号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第77号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第6、議第78号 安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 議案書13ページをお願いいたします。

議第78号について御説明申し上げます。

安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定について。

安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

「ふたばこども園」の廃園後の施設に、安八町児童発達支援事業所「あすなろの園」を移転するため、本条例の一部を改正するものであります。

15ページをお願いいたします。

安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例。

安八町児童発達支援事業施設設置条例（平成30年安八町条例第4号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

改正の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料5ページをお願いいたします。

安八町児童発達支援事業施設設置条例新旧対照表です。

左が改正前、右が改正後でございます。

第2条中、あすなろの園の位置を「中須230番地」から「西結2818番地」に改めます。

議案書15ページに戻っていただいて、附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第78号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第78号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第7、議第79号 安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第8、議第80号 安八町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、この2議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第79号並びに議第80号を一括議題とすることに決定し、これを議題とします。

提案説明を求めます。

こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 議第79号と議第80号については、乳児等通園支援事業の令和8年4月1日からの本格実施に向け、制定をお願いするものです。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度とは、保育所に通園していないゼロ歳6か月から満3歳未満の子供を対象に、保護者の就労要件を問わず、月に一定時間までを利用可能枠として柔軟に利用できる事業をいいます。

それでは、議案書17ページをお願いいたします。

議第79号 安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について御説明申し上げます。

安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に基づき、本条例を制定するものです。

それでは、19ページをお願いいたします。

安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

本文でございます。

各条文については、議案資料で御説明いたします。

議案資料7ページをお願いいたします。

本条例については、児童福祉法第34条の規定に基づいて内閣府令で定める基準、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を参照して制定するものです。

この基準を定める内閣府令は令和7年4月1日から施行され、現在は自治体の判断において実施することとされているところ、令和8年4月1日からの全自治体での本格実施に向けて、当町でも本条例について制定するものです。内容としては、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する最低基準を定めるためのものです。

それでは、各条文について説明させていただきます。

第1条は、本条例の趣旨についてです。この基準条例は、児童福祉法の規定に基づき定めています。

第2条は、本条例で使用する用語の意義について定めています。

第3条は、最低基準の目的等について定めています。

第4条は、最低基準と乳児等通園支援事業者について定めており、事業者は設備等を最低基準を超えて向上させなければならず、また、最低基準を理由に設備等を低下させてはならないことを定めています。

第5条は、乳児等通園支援事業者の一般原則を定めています。

第6条では、乳児等通園支援事業者と非常災害について定めており、非常災害に必要な設備を設けるとともに、訓練を行うことを定めています。

8ページをお願いいたします。

第7条では、安全計画の策定等について定めており、安全計画を策定し、職員への研修、保護者への安全計画の取組の周知、定期的な見直しについて定めています。

第8条では、自動車を運行する場合の利用乳幼児等の所在の確認について定めています。

第9条では、乳児等通園支援事業所の一般的な条件として、職員は健全な心身、かつ豊かな人間性を備えるとともに、できる限り児童福祉事業の実施について訓練を受けた者とすることを定めています。

第10条では、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等について、職員の自己研さんや研修の機会を確保することを定めています。

第11条では、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準として、乳児等通園支援事業に支障がない場合に限り、設備及び職員の一部を兼ねることができますことを定めています。

第12条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則を定めています。

9ページをお願いいたします。

第13条では、虐待の禁止について定めています。

第14条では、衛生管理等について定めています。

第15条では、食事の提供を行う場合に必要な調理設備を備えることを定めています。

第16条では、乳児等通園支援事業所内部の規定として、事業者は11項目の重要事項に関する運営規程を定めておくこととしています。

第17条では、乳児等通園支援事業所に備える帳簿について定めています。

第18条では、秘密保持として、職員や職員であった者が正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを定めています。

第19条では、苦情への対応として、苦情窓口の設置や、町からの指導を受けた場合は必要な改善を行わなければならないことを定めています。

10ページをお願いいたします。

第20条では、乳児等通園支援事業の区分について、第1項で、この事業は一般型と余裕活用型事業とすることを定めており、第2項では第3項で定める余裕活用型に該当しないものを一般型としています。

第21条では、一般型事業の設備の基準を定めています。第1号から第4号では、乳児または2歳に満たない幼児を利用する場合は、乳児室またはほふく室及びトイレを設けることとしており、その面積等を定めています。第5号から第7号では、同じく満2歳以上の幼児について定めています。第8号では、乳児室などを2階以上に設ける場合の耐火基準等を定めています。

第22条では、一般型事業の職員の基準を定めています。

第23条では、一般型事業の内容として、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況に応じて提供されなければならないと定めています。

第24条では、一般型事業を行う場合の保護者との連絡について定めています。

す。

第25条では、余裕活用型乳児等支援事業の設備及び職員の基準について、保育所、幼保連携型認定こども園とそれ以外のこども園、家庭的保育事業所、それぞれについて遵守する条例の設備基準を定めています。

11ページをお願いいたします。

第26条では、第23条及び第24条の規定は余裕活用型事業においても準用することを定めています。

第27条は、電磁的記録について定めており、書面に代えて電磁的記録により行うことができるることを定めています。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

失礼しました。

続きまして、議案書31ページをお願いいたします。

続いて、議第80号 安八町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について説明申し上げます。

安八町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に基づき、本条例を制定するものです。

それでは、33ページをお願いいたします。

条例本文でございます。

内容につきましては、議案資料にて御説明申し上げます。

議案資料13ページをお願いいたします。

本条例については、子ども・子育て支援法の規定により内閣府令で定める基準、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が公布されたことにより制定するものです。

内容としては、特定乳児等通園支援事業の利用定員、給付認定、運営規程などについて定めています。

この基準を定める内閣府令が令和7年11月13日に公布、令和8年4月1日から施行されることに伴い、これに合わせる形で制定するものです。

それでは、条文について説明させていただきます。

第1条では、この条例の趣旨を定めています。

第2条では、事業者の一般原則として第3条以降の内容を総括する内容となっております。

第3条では、利用定員に関する基準について定めています。

第4条から14ページの6条にかけて、利用の申込みと受入れについてを定めています。事業者は、正当な理由なく利用の申込みを拒んではならないとともに、市町村からの利用のあっせんや要請に対し協力すること、子供に対して最初に支援を提供する場合に、子供及び保護者と面談を行い、重要事項等について説明することを定めています。

第7条では、乳児等通園支援支給認定証に記載された内容の確認について定めています。

第8条では、事業者は、利用申込みがあった場合に必要な援助を行うことを定めています。

第9条では、事業者は、子供及び保護者の心身の状況や他の事業者の利用状況等について把握することを定めています。

第10条では、事業者は、特定教育・保育施設等と円滑に接続できるよう、子供に係る情報提供など連携に努めるよう定めています。

第11条では、事業者は、支援の内容を記録するよう定めています。

第12条では、保護者からの支払いについて定めています。

15ページをお願いいたします。

第13条では、乳児等支援給付費の額に係る保護者への通知等について定めています。

第14条では、事業者は、国が定める保育所における保育指針に準じ、支援の提供を適切に行うよう定めています。

第15条では、事業者が行う支援に関する評価について行うことを定めています。

第16条では、事業者は、子供と保護者の心身の状況などを把握した上で、相談や助言を行うことを定めています。

第17条では、支援の提供中の緊急時の対応について定めています。

第18条では、事業者は、保護者により偽りや不正な行為を発見したときは、

意見を付して市町村に通知することを定めています。

第19条では、事業者が定めておくべき運営規程について定めています。

16ページをお願いいたします。

第20条では、職員の勤務体制について定めています。

第21条では、1時間当たりの利用定員を超えて支援を提供してはならないことを定めています。

第22条では、事業所の見やすい位置に運営規程の概要や重要事項などを掲示するとともに、ホームページ等で公衆から閲覧ができるようにしなければならないことを定めています。

第23条では、給付認定された子供に対し、差別的取扱いをしてはならないことを定めています。

第24条では、虐待の禁止について定めています。

第25条では、事業所の職員等や職員等であった者が業務上知り得た子供や家族の秘密を漏らしてはならないこと、特定教育・保育施設に情報を提供するときは保護者の同意を得ることを定めています。

第26条では、事業者からの保護者への情報提供について定めています。

17ページをお願いいたします。

第27条では、事業者は、当該事業者や子供や家族を紹介する代償として、他の利用者支援事業者などから金品等を供与または收受してはならないことを定めています。

第28条では、子供、保護者及び家族からの苦情処理について定めています。

第29条では、地域との交流を行うことについて定めています。

第30条では、事故の発生時の対応、再発防止について定めています。

第31条では、会計の区分について定めています。

第32条では、記録の整備等について定めています。

18ページをお願いいたします。

第33条の書面等において行うと規定されているものについて、包括的に電磁的記録、電磁的方法で行うことができるることを定めています。

最後、附則となります。

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。議第79号と議第80号について、よろしく御審議

賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「ありません」の声あり]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第79号並びに議第80号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、議第79号と議第80号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第9、議第81号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議第82号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議第83号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての3議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、議第81号から議第83号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

提案説明を求めます。

こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 議第81号から議第83号につきましては、関連するものですので、一括して御説明申し上げます。

それでは、議案書47ページをお願いいたします。

議第81号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明をさせていただきます。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたこと、また児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）により、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合が追加されたことにより、本条例を改正するものであります。

49ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料19ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

第12条では、被措置児童等虐待に当たる行為を定める児童福祉法第33条の10に、法改正により第2項及び第3項が新設され、従前の第33条の10の本文が第1項とされたことに伴い、「第33条の10各号」とあるものを「第33条の10第1項各号」に改めます。

続いて、第17条第2項の改正は、母子保健法に基づく健康診査、具体的には1歳6か月児や3歳児健診などが家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する健康診断に相当すると認められる場合は、家庭的保育事業者等は当該健康診断の全部または一部を行わないことができる規定を追加するため、所定の改正を行います。

議案書の49ページに戻っていただき、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するとなります。

続きまして、議案書51ページをお願いいたします。

議第82号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日、安八郡安八町長。

議第81号と同様に、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

53ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

改正の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料21ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

第15条の改正は、字句の修正となります。

第25条では、議第81号と同様に、児童福祉法第33条の10に、法改正により第2項及び第3項が新設され、従前の第33条の10の本文を第1項とされたことに伴い、「第33条の10各号」とあるものを「第33条の10第1項各号」に改めます。

なお、特定教育・保育施設のうち、幼保連携型認定こども園と幼稚園については、認定こども園法と学校教育法の中で入園児童虐待防止等が整備されましたので、それぞれの法律を適用することを加えております。

議案書の53ページに戻っていただき、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するとなります。

続いて、議案書55ページをお願いいたします。

議第83号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明は、議第82号と同様でございます。

57ページをお願いいたします。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年安八町条例第12号)の一部を次のように改正します。

以下、改正本文でございます。

改正の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料23ページをお願いいたします。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

第12条では、第81号、82号と同様に、「第33条の10各号」とあるのを「第33条の10第1項各号」に改めます。

議案書の57ページに戻っていただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとなります。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第81号から議第83号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第81号から議第83号までは会期内の

民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長　日程第12、議第84号　令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長　河合一君。

総務課長　議案書の59ページをお願いいたします。

議第84号につきまして御説明申し上げます。

議第84号　令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,298万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億1,580万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、61ページ。

第1表　歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円となっております。

61ページが歳入、裏面の62ページが歳出でございます。

いずれも補正前の額74億2,878万6,000円から、それぞれ1,298万2,000円を減額し、74億1,580万4,000円とするものでございます。

63ページをお願いいたします。

2.　歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

裏面の64ページをお願いいたします。

3段目の款、繰入金、項、基金繰入金、目の財政調整基金繰入金、補正額1,171万5,000円につきましては、今回の補正による財源調整のため、基金へ繰り入れるものでございます。

ページは飛びまして、66ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

総務課分について御説明申し上げます。

上段の款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の6,189万9,000円。

財源内訳、特定財源、国県支出金の国庫支出金、減額の1,014万9,000円は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、その他、諸収入、減額の4,757万5,000円はプレミアム商品券の販売代金でございます。

節区分、4行目の負担金、補助及び交付金の補助金、減額の5,342万9,000円のうち、説明欄にございます地区行政執行経費の204万1,000円は、上村地区のエアコンの修理ほか、3地区の公民館の改修に対する補助金の補正をお願いするものでございます。

節区分、1行目の報酬から負担金、補助及び交付金の補助金まで、説明欄にあります生活者物価高騰対策支援事業、減額の6,394万円は、8月から実施をしてまいりましたプレミアム商品券事業につきまして、今月の登録事業者への換金をもって事業が完了となります。つきましては、会計年度任用職員の報酬、ごみ袋の購入費、商品券の印刷代・郵送代や振込手数料、登録事業者への換金代金など、不用額の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、目の企画費、補正額160万円、財源内訳、特定財源、国県支出金の県支出金10万円は、岐阜県市町村支援補助金でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金160万円は、県外からの移住者が増加していることに伴い、今後の清流の国ぎふ移住支援交付金2件分の追加交付を見込み、補正をお願いするものでございます。また、10月に開催をいたしました合併70周年記念防災シンポジウムにつきまして、県補助金の事業採択を受けましたので、財源区分の変更をお願いするものでございます。

ページは飛びまして、69ページをお願いいたします。

上段の款項とも消防費、目、常備消防費、補正額708万1,000円、節区分、負担金、補助及び交付金の負担金は、人事院勧告に基づき消防職員の人工費の増額が見込まれることから、大垣消防組合への負担金の増額補正をお願いするものでございます。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 続きまして、福祉課分の補正予算を御説明させていただきます。

議案書を戻っていただきまして、64ページの最下段をお願いいたします。款、諸収入、項目とも雑入、補正額、減額の4,245万3,000円であります。節区分の2段目の雑入、減額の4,333万1,000円のうち、当課に係るものとして、説明欄の2段目になります福祉医療過年度分422万9,000円であります。これは、令和6年度分の岐阜県福祉医療費助成事業補助金の精算確定により、過年度精算金を受け入れるものであります。

1枚はねていただきまして、66ページの下段をお願いいたします。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、増額の102万7,000円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金102万7,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。今回、町内の医療事業者等に対して、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援として、物価高騰対策支援金を交付する医療事業者等物価高騰対策支援事業を行うものであります。

節区分、需用費の消耗品費2万円は事務用品を購入するもので、次の役務費、通信運搬費7,000円は申請書等の郵送料であります。次の負担金、補助及び交付金の補助金100万円は、町内の医療事業者等に対し、1事業所当たり5万円の物価高騰対策支援金を交付するものであります。

続きまして、67ページの2段目をお願いいたします。

目、老人福祉費、補正額、増額の40万円であります。

節区分、扶助費40万円は、老人福祉事務経費の高齢難聴者補聴器購入費助成事業であります。この事業は、65歳以上の方で町指定の事業者にて購入した補聴器の購入経費を助成する事業で、購入費の2分の1助成で上限4万円まで助成するものであります。当初予算で申請人数を20人で見込んでおりましたが、11月末時点で19人が既に申請済みであります。今後も当該事業の助成金申請の増加が見込まれるため、10人分を増額補正するものであります。

次に、目の安八温泉費、補正額、増額の80万2,000円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源でその他の寄附金80万1,000円は、今回西濃社会福祉事業協力会様から30万円と明治安田生命保険相互会社様から50万1,500円をそれぞれ社会福祉や健康増進を目的とした指定寄附金であります。

節区分、備品購入費80万2,000円は、現在進めております安八温泉の改修事業で設置予定の健康遊具を購入するための経費の一部として増額補正するものであります。

次に、目、福祉医療費、補正額、増額の1,020万円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の県支出金510万円は、補助率2分の1の県補助金で、福祉医療費助成事業補助金であります。今回、重度心身障害医療や父子家庭医療の受給者の受診増に伴い、扶助費を増額補正するものであります。

次に、目の身体障がい者福祉費、補正額、増額の1,310万円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金982万5,000円のうち、国庫支出金655万円は、給付費の2分の1負担の国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金で、次の県支出金327万5,000円は給付費の4分の1の県負担金で、先ほどの障害者自立支援給付費負担金と同様でございます。今回、各種サービスの利用者の増加に伴い、扶助費を増額補正するものであります。

次に、目の後期高齢者医療費、補正額、増額の74万3,000円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の県支出金55万7,000円は、負担率4分の3の県負担金で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金であります。

節区分、繰出金74万3,000円は、今年度の保険基盤安定負担金に不足が見込まれるため、保険基盤安定のために要する経費を増額補正し、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものであります。

議長 生活環境課長 定益直子さん。

生活環境課長 続きまして、生活環境課分でございます。

議案書67ページをお願いいたします。

最上段の款、民生費、項、社会福祉費、目、国民年金事務費、補正額39万6,000円でございます。

財源内訳として、特定財源、国県支出金39万6,000円は、国民年金事務費委託金でございます。

節区分、委託料39万6,000円は、令和7年度税制改正における所得税法等の改正に準じた年金制度の見直しに伴うシステム改修費でございます。

議長 こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 続いて、こども家庭課分でございます。

議案書の67ページ、最下段をお願いいたします。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、増額の97万3,000円、子育て事業費の増額をお願いするものでございます。

特定財源としては、未熟児養育医療費負担金として、国48万6,000円、県24万3,000円です。

節の扶助費97万3,000円の増額は、未熟児医療費の増によるものでございます。

68ページをお願いいたします。

目、放課後児童クラブ費、補正額、増額の4万8,000円、特定財源はその他、寄附金で、こども家庭課への指定寄附金がありましたので、需用費の消耗品費4万8,000円の補正をお願いするものです。なお、児童クラブで子供たちが使用する知育玩具等の購入を考えております。

続きまして、目、幼児教育費、補正額、増額の569万7,000円、全て一般財源となります。

節の償還金、利子及び割引料は、幼児教育無償化事業への国・県への返還金となります。町外の幼稚園に通っている児童の保育料等を負担し、国・県より子育てのための施設等利用給付交付金として受け入れていますが、令和6年度分の額確定により国・県への返還金が発生しましたので、補正をお願いするものでございます。

議長 農政課長 松岡政司君。

農政課長 続きまして、農政課分でございます。

68ページ、下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額169万7,000円。

特定財源の国庫支出金376万2,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。その他、諸収入1万5,000円は機構集積協力金返還金であります。

節区分、需用費の消耗品2万円、役務費の通信運搬費1万2,000円、負担金、補助及び交付金の補助金165万円は、資材や燃料費高騰の影響を受けている営農組織等に支援金を交付するため、農業者物価高騰対策支援事業の補正をお願いするものでございます。

節区分、償還金、利子及び割引料1万5,000円は、個人に交付した機構集積協力金につきまして岐阜県へ返還する必要が生じたため、農業振興推進対策事業の補正をお願いするものでございます。事業名、病害虫等防除対策事業につきましては、物価高騰対応重点支援臨時交付金を一部充当するため、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

議長 教育課長兼ハートピア安八館長 梅村明広君。

教育課長兼ハートピア安八館長 続きまして、教育課分の教育委員会分でございます。

議案書は69ページをお願いいたします。

2段目の款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額20万円。

財源内訳として特定財源、その他の寄附金20万円は、ハートピア安八への指定寄附金でございます。図書館運営経費といたしまして、節区分の備品購入費は、安藤萬壽男文庫充実のため、治水関連図書など購入するものでございます。

3段目の項、保健体育費、目、学校給食費、補正額495万3,000円、財源内訳の特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金536万円は物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、その他の諸収入87万8,000円は東安中学校からの給食受託費でございます。給食センター管理経費といたしまして、節区分の需用費、賄材料費は、食材の価格高騰分により不足を補うための補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第84号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第84号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第84号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

20分から始めます。よろしくお願ひいたします。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時20分 再開)

議長 それでは、再開いたします。

議長 日程第13、議第85号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

生活環境課長 定益直子さん。

生活環境課長 それでは、議第85号につきまして御説明申し上げます。

議案書71ページをお開きください。

議第85号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億219万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、73ページ。

第1表 嶌入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段の表が歳入、下段の表が歳出です。

歳入歳出とも合計として補正前の額13億9,734万6,000円、補正額485万1,000円、計14億219万7,000円でございます。

1枚はねていただきまして、74ページをお開きください。

上段、歳入内訳の表でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明します。

下段の表は歳出内訳です。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額485万1,000円、財源内訳として、特定財源、国庫支出金、子ども・子育て支援事業費補助金485万1,000円でございます。

節区分、委託料、補正額485万1,000円、令和8年度に施行される子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険加入者も拠出対象となることから、保険料の算定及び収納に係るシステム改修費について補正をお願いするものでございます。

以上、議第85号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第85号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第85号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第14、議第86号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の75ページをお願いいたします。

議第86号につきまして御説明申し上げます。

議第86号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ396万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,970万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 岁入歳出予算補正、単位は1,000円であります。

77ページの上段の表が歳入、下段の表が歳出でございます。

いざれも補正前の額2億8,574万5,000円から396万1,000円を増額し、2億8,970万6,000円とするものであります。

1枚はねていただきまして、78ページをお願いいたします。

事項別明細の2の歳入の内訳であります。単位は1,000円であります。

特定財源につきましては、歳出で御説明させていただきます。

続きまして、79ページをお願いいたします。

3の歳出の内訳であります。単位は1,000円であります。

款、総務費、項目とも徴収費、補正額、増額の321万8,000円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源でその他の国庫支出金321万8,000円は、国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金であります。

節区分、委託料の業務委託321万8,000円は、徴収事務経費において、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度により、後期高齢者の方も同支援金を拠出する対象となることから、後期高齢者医療保険の保険料算定及び収納に係るシステムを改修する必要があるため、そのシステム改修に要する経費を増額補正するものであります。

次に、款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、増額の74万3,000円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源でその他の繰入金74万3,000円は保険基盤安定繰入金であります。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金74万3,000円は、今年度保険基盤安定負担金に不足が見込まれるため、保険基盤安定のために要する経費の

増額に伴う後期高齢者医療広域連合の納付金であります。

以上、御審議いただきますようお願ひいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第86号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第86号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第15、議第87号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 議案書81ページをお願いいたします。

議第87号につきまして御説明させていただきます。

議第87号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）第1条、令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）第2条、令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

項目4. 主要な建設改良事業、イ、下水道管渠布設工事、既決予定量5,460万円、補正後予定量6,400万円。ロ、処理場更新設計、既決予定量4,050万円、補正後予定量3,790万円。

（収益的収入及び支出の補正）第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

1枚はねていただきまして、82ページをお願いいたします。

収入、科目、第1款、下水道事業収益、第2項、営業外収益、既決予定額4億6,438万2,000円、補正予定額、減額の288万円。

続きまして、支出、科目、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用、既決予定額6億5,339万3,000円、補正予定額、減額の577万5,000円。

(資本的収入及び支出の補正) 第4条、予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,713万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億8,713万1,000円で補填する。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,768万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億8,768万1,000円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款、資本的収入、第1項、企業債、既決予定額3億8,190万円、補正予定額、増額の1,050万円。第3項、国庫補助金、既決予定額2,025万円、補正予定額、減額の425万円。

83ページをお願いします。

支出、科目、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、既決予定額1億280万円、補正予定額、増額の680万円。

(企業債の補正) 第5条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

補正前、起債の目的、公共下水道整備事業、限度額3億8,190万円を、1枚はねていただきまして84ページをお願いします。

補正後、起債の目的、公共下水道整備事業、限度額3億9,240万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

令和7年12月2日提出、安八郡安八町長。

続きまして、85ページから88ページにつきましては、令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算実施計画書でございます。以下の資料は、単位は1,000円でございます。

先ほど御説明申し上げました本文第3条及び第4条に係る計画書でございます。

85ページは収益的収入288万円を減額し、86ページでは収益的支出577万

5,000円を減額するものでございます。

また、87ページでは資本的収入、企業債と国庫補助金、合わせて625万円を増額し、88ページでは資本的支出、管渠費と処理場費、合わせて680万円を増額するものでございます。

続きまして、89ページから93ページは、令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

89ページをお願いします。

款、下水道事業収益、項、営業外収益、目、国庫補助金、今回補正額、減額の288万円、節区分、国庫補助金は、国庫補助対象事業費の減額に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、90ページをお願いいたします。

款、下水道事業費用、項、営業費用、目、処理場費、今回補正額、減額の577万5,000円、節区分、修繕費は、国庫補助対象事業費の減額に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

91ページをお願いいたします。

款、資本的収入、項目ともに企業債、今回補正額、増額の1,050万円、節区分、企業債は管渠布設工事に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、92ページをお願いいたします。

款、資本的収入、項目ともに国庫補助金、今回補正額、減額の425万円、節区分、国庫補助金は、国庫補助対象事業費の減額に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、93ページをお願いいたします。

款、資本的支出、項、建設改良費、目、管渠費、補正額、増額の940万円、節区分、工事請負費は家屋等新築工事の増加に伴い、管渠布設工事費の増額補正をお願いするものでございます。

目、処理場費、補正額、減額の260万円、節区分、委託料は浄化センターの機械電気設備等詳細設計に係る業務の契約金額の確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第87号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第87号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

お諮りします。

各常任委員会の審査のため、12月3日から12月11日までの9日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月3日から12月11日までの9日間を休会にすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、12月12日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承いただきたいと思います。よろしくお願ひします。御苦労さまでございました。

(散会時間 午前11時39分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月2日

議長 大平文雄

議員 坂悟

議員 渡邊裕光

令和7年12月12日（第2日）

議 事 日 程 (令和7年12月12日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議第75号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第76号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第77号 安八町子育て支援施設の設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第8 議第78号 安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第79号 安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第10 議第80号 安八町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第11 議第81号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第82号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第83号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第84号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 議第85号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第86号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議第87号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議第88号 教育長の任命につき同意を求める件
- 日程第19 議第89号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例制定について

- 日程第20 議第90号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議第91号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議第92号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議第93号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大平文雄

○出席議員（10名）

1番 栗原宏行	2番 渡辺康司	3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博	5番 坂悟	6番 渡邊裕光
7番 石原英一	8番 大平文雄	9番 岩田讓治
10番 山中美惠子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	岡田立	副町長	山田恭
教育長	青山桂子	会計管理者	坂和由
総務課長	河合一	税務課長	堀迫秀紀
生活環境課長	定益直子	福祉課長兼安八温泉所長	山田靖
こども家庭課長	田中弓	まちづくり推進課長	大平共美
農政課長	松岡政司	教育課長兼ハートピア安八館長	梅村明広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡邊茂且	書記	川添順子
書記	梶井公歴		

(開議時間 午前10時00分)

議 長 おはようございます。

定刻になりましたから、令和7年第4回安八町議会定例会の2日目を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおりでございます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 石原英一君、9番 岩田譲治君に指名いたします。

議 長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方にお願いをいたします。再質問は2回目までといたしますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、はじめさせていただきます。

まず、3番 西松幸子さん。

3 番 おはようございます。よろしくお願いいいたします。

通告に従いまして、2点お伺いいたします。

まず初めに、新年度の予算編成に対する基本姿勢について。

さきに行われました参議院選挙では除外主義の潮流が台頭しました。同時に、異常な物価高で悲鳴を上げている国民の深刻な生活実態と、何とかしてほしいという切実な要求が示されました。

そうした中で、今、来年度の予算編成作業が行われています。この予算編成が、何よりも第一に生活にあえぐ町民の皆さんのも暮らしを助ける内容であってほしいと強く願っています。

そこで質問ですが、来年度の予算編成に臨む基本姿勢をお聞かせください。特に、町民の生活支援、子育て支援、高齢者支援など、暮らしと福祉をより豊かにしていただく施策はどのようにお考えでしょうか。

2点目に、新高校生の学習用タブレット自己負担についてお伺いします。

県教育委員会は、新年度から県立高校におけるタブレット購入費の全額保護者負担を発表しました。これに対し、保護者からは、物価高騰が続く中、制服や学用品等の購入で大変なのに6万円から10万円かかるというタブレットの負担は重過ぎると見直しを求める運動が起っています。事前の意見聴取もなく、何よりも必要な子育て支援に逆行するものである。

当町では、高等学校就学準備支援金があることは承知していますが、県教育委員会への見直しを求めるとともに、町としても補助の見直しをすべきではないでしょうか。見解を求めます。

議長 町長 岡田立君。

町長 それでは、西松幸子議員の質問、新年度予算編成に対する町の基本姿勢についてお答えをさせていただきます。

令和8年度予算については、目下、鋭意編成中でございます。昨年度に引き続き、活気あふれる笑顔に満ちたまちの実現を推進する予算にしたいというふうに思っています。

令和6年12月より、新たな企業進出による立地協定を6件締結し、大森地区では大型クレーンが稼働するなど、目に見える形で工事が進んでおります。また、スマートインターチェンジ周辺につきましては、造成工事が順調に進んでおり、完成が待ち遠しいところでございます。

しかしながら、議員御承知のとおり、企業進出が財政面に反映されるのに数年かかり、ここ二、三年は予算編成も特に厳しいというふうに予測をしております。

そんな中ですが、住民の安心・安全の確保や人口減少対策、子育て支援、高齢者福祉の充実など、取り組まなければならない課題も満載でございます。厳しい財政状況の中、取り組むべき事業の優先順位や従前事業の見直しなどを図りながら、まずは直面する課題に対し、着実に対応してまいりたいと考えます。また、昨今の長期化する物価高騰に対し、何かしらの支援対策が喫緊に必要だというふうには感じております。

そんな中、国においては、物価高騰対策支援金や子育て世代への支援、成長産業への支援などが盛り込まれた補正予算案が議論されています。現時点では成立しておりませんが、国からの交付金を町民のニーズに合った活用法

で物価高騰対策に対応してまいります。

また、子育て支援、教育環境の向上に傾注しながら、一方、高齢者に対しましては、フレイル予防に注目し、いろいろな事業を推進していきたいというふうに考えるところでございます。

そのほか、アンヒルパーク、北部公園の再整備や防災対策、学校屋内運動施設の空調設備の設置などにも、国や県の補助金、そしてふるさと寄附金なども有効に活用させていただきながら進めていきたいというふうに考えています。

産業の発展は、福祉の充実につながるというふうに言われております。今後も企業誘致を進めながら、安定した財政基盤の下、暮らしと福祉の充実の向上に努めてまいります。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 西松幸子議員の新高校生の学習用タブレット自己負担についてお答えいたします。

県教育委員会が、県立高校においてこれまで貸与されてきたタブレット端末が、新年度から原則保護者負担としたことにより、これから高校生になるお子さんを持つ御家庭にとっては新たな経済的負担となり、家計に対して少なからず影響を与えるものと、町としても認識いたしているところでございます。

しかしながら、町として県立高校に進学する子がいる世帯のみを対象にする支援の見直しを県に求めることは、子育て世帯全般に対する公平性の観点からも行うべきものではないと考えております。

また、高等学校就学準備等支援金の見直しをしてはどうかとの御提案ですが、この支援金は中学3年生がいる全世帯に高等学校等への進学の有無にかかわらず3万円を支援する制度ではありますが、全額県からの補助金で賄われており、新たな上乗せ補助となると町の財政的負担も考慮しなければなりません。

なお、県教育委員会は、生活困窮世帯や低所得者世帯に対しては、従来どおり県費による端末の貸与を引き続き実施する方針を示していることから、県の今後決定される方針を注視し、教育委員会とも連携して保護者への情報

提供を行ってまいりたいと考えております。

以上、西松幸子議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松幸子さん。

3番 御答弁ありがとうございました。

スマートインターも順調に進んでおり、二、三年は厳しい状態が続きますけれども、省庁の物価高騰対策、子育て支援対策など前向きなお話をいただきまして、ありがとうございます。さらなる町政の発展のため、これからもよろしくお願ひいたします。

また、タブレットの件ですけれども、今までの高校生たちはタブレット負担がありませんでした。新高校生にタブレットの負担があるというのは、やはり県にもこれから強く要望して、見直していただくようお願いをしていただきたい。子育て世帯の家計安心のため、そのことはよろしく、これからも要請をお願いしたいと強く願っております。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

議長 再質問ございませんね。

3番 はい。

議長 6番 渡邊裕光君。

6番 ただいま議長からお許しをいただきましたので、私のほうから在留外国人の支援について質問させていただきます。

昨今、当町において外国人住民が増加傾向にあります。岐阜県では人口191万511人中、在留外国人数は7万4,750人で3.91%になります。近隣、神戸町では人口1万7,850人中、在留外国人は550人で、3.08%、輪之内町では人口9,094人中495人で、5.44%、当町では1万4,021人中624人で4.45%あります。

今後、安八スマートインター周辺で企業誘致が進み、たくさんの労働者が必要と思われ、ますます外国人の力を借りるようになっていくとともに、外国人の人口も増加すると予測されています。しかし、言語や文化の違いから行政サービスが十分に伝わらず、生活のトラブルも少なくありません。

一方、高山市では、在住外国人が暮らしやすく、安心して生活できるように市役所に外国人相談窓口を設置し、生活習慣の違いから生じる困りごとに

対応しています。また、日本語の講座も開催をしておみえになります。

そこで、1つ目の質問でございます。

当町では、外国人相談窓口はございますでしょうか。ない場合は、窓口を設置してはどうでしょうか。また、日本語講座は行っているでしょうか。ない場合は、行うことができますでしょうか。

東京都の新宿区では、多文化共生まちづくりを推進するため、地域住民との交流促進でイベントや交流会を通じて日本人と関係構築の支援を行っています。

そこで、2つ目の質問でございます。

外国人とのイベントや交流会は行っておみえでしょうか。行っていない場合は、当町で開催される水まつりやふれあい祭りなどの中、また新規イベントを企画し、取り込んでいくことはできないでしょうか。

3つ目の質問でございます。

外国人の日常生活での悩み、分からぬことや、例えばごみ出しルール、子育て情報、防災情報、税金、国保の多言語化はできておりますでしょうか。また、できていない場合は行うことはできますでしょうか。

以上3点、担当課長の方から御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長 まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 渡邊裕光議員の御質問、在留外国人の支援についてをお答えさせていただきます。

1点目、当町の外国人相談窓口、日本語講座の有無、ない場合に設置してはどうかについてお答えします。

12月1日現在における安八町に住民登録がある外国人は、21か国657人であります。そのうちベトナム人が最も多く216人、次いで中国人が99人という状況にあります。

現在、町独自での外国人相談窓口や日本語講座の開設は行っておりません。その理由といたしまして、その多くが町内企業で働く技能実習生であり、こうした方々が住民登録する際は、実習生を受け入れている企業の担当者とともに役場に手続にお越しになることが多く、そのほかの用件や相談事で役場の窓口へ訪れることが少ないと、今までの窓口対応におきまして大きな混乱等がなかったため、町独自で相談窓口を設置する必要性が薄かったこと

によるものであります。

したがって、現状におきましては、外国人の相談対応として、町のホームページにおいて、岐阜県国際交流センターが行っている在住外国人向け電話相談や日本語教室の紹介にとどまっていますが、大垣国際交流協会においても、西濃地域在住の外国人向けに相談窓口や日本語教室が開催されているので、こちらについても町ホームページで紹介してまいります。

しかしながら、在留外国人の国籍も多様化し、また、町内に住宅を取得し、生活の拠点を置く方も増えつつあり、地域住民の皆さんと外国人との接点が多くなってきていることから、外国人が多く働いている企業や既に相談窓口等を開設している近隣市町などのお話を伺いながら、今後、開設に向け調査検討してまいりたいと考えております。

2点目、外国人との交流イベントの有無、ない場合の今後の取組についてお答えをします。

外国人との交流イベントについても、これまで実施した実績はございませんが、議員御指摘のとおり、水まつりやふれあい祭りなど各種イベントにおいて多くの外国人の方をお見かけいたしております。今後、こうした機会を捉え、関係団体や多文化共生に関心の高い住民の方々の御協力を得ながら、例えばお祭りの中の1コーナーとして、多文化共生に関することができないかどうか検討してまいりたいと思います。

3点目、日常生活での悩みやルールの多言語化ができるのか、できない場合の対応についてお答えをします。

現在、国民健康保険など一部事務において多言語対応のパンフレットがあり、必要な方に窓口で配付をしております。また、町ホームページでは、英語、中国語、韓国語が選択でき、翻訳された情報を得ることができます。

しかしながら、そのほか多くの言語には対応ができておりません。今後は、町ホームページにおいて、やさしい日本語に変換し、見ることができるようになるほか、県からの補助金（多文化共生推進補助金）や助言をいただきながら、ほかの市町村の事例等も参考に、行政資料の多言語化に向け検討を進めてまいります。

多文化共生につきましては、安八町第六次総合計画の中にもその推進が盛り込まれておりますが、町行政の力だけでは成し遂げられません。地域の皆

さんや関係団体、外国人を雇用している企業とも連携をし、多文化共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

6番 大平課長、大変前向きな御答弁ありがとうございました。

安八スマートインター周辺の企業さんも令和10年には完成する、まだ労働者の方も増えるということですので、やっぱり日本人ばかりの労働者ばかりじゃなく、やはり外国人の方のお力を借りないかんということもございますので、あと二、三年、まだまだありますので、その中でじっくりと考えていただきまして、できるだけ外国人の労働者の方や在住外国人の方も住みやすい安八町であるように努めていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。御回答は結構です。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議長 2番 渡辺康司君。

2番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私からは、安八町のデジタル化推進についての現状と今後の計画について質問させていただきます。

現在、世の中はDXの波の中にあり、この変革は、行政サービスの在り方、地域経済の構造、そして住民生活の様式そのものを根本から変えようとしています。急速な技術革新と社会の変化に対応するため、安八町においてもデジタルトランスフォーメーションの推進は喫緊の課題であり、行政サービスの向上、業務効率化、そして地域社会の活性化に不可欠です。

この現実を乗り越え、安八町が持続可能な活力ある、そして人に優しい町として未来に存続していくためには、DXを単なる業務の電子化にとどめることなく、行政運営全体、ひいては地域社会全体の変革のエンジンと位置づける必要があります。

DXは、もはややってみてもよいことではなく、安八町の未来を左右する最優先で取り組むべき経営課題であると強く認識するべきです。安八町がこのデジタル変革に対してどのようなビジョンを持ち、いつまでに何をどのように実現するのかという具体的なロードマップが必要です。単にシステムを

導入するだけではなく、行政と町民の関わり方、そして地域社会の構造そのものを向上させるための大局的な取組になります。

行政サービスの提供において、町民は顧客であり、その利便性を最大化することは行政の責務です。現在、安八町においてオンラインで申請手続が完了できる住民サービスは具体的に何種類あり、その利用率はどの程度でしょうか。また、特に利用頻度の高い手続、例えば施設の予約申請、保育園の入所申請、検診予約、税証明の申請などについて、24時間365日、いつでもどこでもスマートフォン1つで完結できるサービス設計など、早期のオンライン化に向けた計画はできないでしょうか。

また、現在行っているオンラインサービスや今後進めていくサービスも含めて、デジタル化の恩恵が一部の町民に偏ることなく全ての町民に届くようになる、誰一人取り残さないための対策も重要です。デジタル機器の操作に不安を持つ高齢者や住民を対象に、単なる操作方法だけでなく、オンラインサービスの具体的な利用方法まで教えるなど、実用性を高める工夫は現在されていますか。また、今後も必要になってくると思いますが、担当の方の見解をお聞かせください。

議 長 総務課長 河合一君。

総務課長 渡辺康司議員の御質問、安八町のデジタル化推進についての現状と今後の計画はについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、社会全体が急速にデジタル化、DX化する中で、行政サービスの在り方や地域社会の構造が近年大きく変わってきております。本町においても、住民サービスの向上と行政運営全体の効率化を同時に進めるための重要な経営課題であると認識しております。

1点目のオンラインで申請手続ができるサービス数と利用率についてでございます。

本町では、転入・転出届、子育てや介護保険関係の申請、公共施設予約申請など、現時点では32の業務についてオンラインで申請手続ができるよう整備をいたしております。

利用率につきましては、図書館の図書貸出予約が約70%、公共施設予約が約47%と利用率の高いものもございますが、マイナンバーカード利用系のサービスにおきましては、パソコンではカードリーダーが必要であり、スマート

トフォンからはカード読み取り機能が装備されていることが必要となることから、転入・転出届が約8%と低調であり、そのほかにも児童手当に関する諸届、保育施設等の利用申込み、要介護・要支援申請など利用率の低いものも多く、依然として対面申請が大半を占めています。

住民サービスの向上を図るため、24時間365日利用できるオンラインサービスの仕組みを拡充していくことは、大変重要なことと認識をいたしております。今後も、利用頻度が高い手続から段階的にオンライン化できるよう、システム導入費用、セキュリティー対策、条例規則の見直し、運用体制などの観点から整理を行い、ロードマップの策定に努めてまいります。

2点目のオンラインサービスの利用方法、実用性を高める工夫についてでございます。

現在、オンラインサービスの具体的な利用方法や実用性を高める講座として、むすぶテラスにおいてスマホ講習会を開講して、その中で一部実施しているほか、ほぼ実施はいたしておりません。

議員御指摘のように、DX推進においては誰一人取り残さない視点が重要であり、単に操作方法を教えるだけではなく、実際にオンラインサービスを利用できるところまで支援していくことが重要であると考えております。今後は、ハートピア安八などの公共施設の会議室を利用して、パソコンやスマホ教室を開講し、その中でオンラインサービスの利用方法や実用性を高めるプログラムを検討していきたいと考えております。

しかしながら、講座の内容や回数、相談体制を充実していくためには、デジタル活用業務に精通した職員の育成や事業費予算の確保が必要となるため、当面は実際にオンライン申請を一緒に行うなど、より実践的で伴走型の支援を強化してまいります。

いずれにいたしましても、デジタル化の推進は、冒頭にも述べさせていただきましたが、住民の利便向上、行政サービスの向上や業務の効率化、地域社会の活性化には欠かせない重要な取組でございます。一方では、地域社会を支える顔の見える関係も大切であり、住民と行政がコミュニケーションを取ることも大切なことでございます。

こうしたバランスを踏まえつつ、限られた財源の中で費用対効果を十分検証し、デジタル化の効果を最大化しながら、人の温かさの伝わる行政サービ

スを進めてまいります。

以上、渡辺康司議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡辺康司君。

2番 御答弁ありがとうございました。

手続に関する顔を見ながらの対面式の対応というのは、大変重要なことだと思います。ただ、現在、共働き世帯とかそういった方も多く、やはり役場の営業している時間の中でできないこともあるという、そういった課題もございますので、今後デジタル化を進めていく上で、オンラインでそういったことができるサービスに向けての取組としては進めていっていただきたいなと思います。

また、町の公式のウェブサイトやSNSなども導入して情報を発信して、町民にとって使いやすい、必要な情報にたどり着きやすい設計になっているかというような、町民の視点に立ったサイトの改善計画なども必要になってくると思います。町民のニーズ、意見、そういったものを広く把握するために、デジタル上でのアンケートやオンラインでの意見公募をしたりすることによって、住民参加型のまちづくりにも役立てることができると思いますので、DXのメリットというのは多岐にわたるというふうに思っております。

また、このデジタルトランスフォーメーションは単なるコストではなく、安八町の持続可能な未来への最も重要な投資になると思います。町民の安全と安心に直結させるためにも、町長及び執行部の方が先頭に立って推進されることを強く要望して、私の一般質問とさせていただきます。

再質問はございません。ありがとうございました。

議長 1番 栗原宏行君。

1番 ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私からは2点質問をさせていただきます。

1. ガバメントハンターについて。

連日、熊による人身被害や目撃情報が報道されています。被害に遭われた方には、心よりお見舞い申し上げます。また、出没地域では安心して野外活動ができないばかりか、一般の生活にも支障を来していると伝えています。

ところで、今回起きている事案は安八町にとって無縁でしょうか。東西に

長良川、揖斐川があり、多種多様な野生動物のすみかになっています。また、通り道になっている可能性もあります。

今回の質問のガバメントハンターは、国の急増する熊対策被害であることは承知していますが、狩猟免許を持つ公務員で、野生鳥獣による被害対策を専門に行う人材としています。背景には、高齢化によるハンターの減少で人材不足と言われていますが、安八町においてハンターはお見えになりますか。

以前にも一般質問でしたが、鳥獣被害対策に関連しますが、町内に至るところで野生動物が目撃され、近年は増加傾向にあると思われます。例えば、揖斐川河川敷では親子と思われる複数頭の鹿が群れています。

先頃視察した山梨県昭和町の近隣の市川三郷町では、熊の目撃情報が発端で町内の笛吹川河川敷を調査したところ、多数の鹿が確認され、周辺では車との衝突事故も発生し、さらに農業被害も懸念されるため、町は鹿の駆除に動き出したと報道されました。

野生動物の増加は、人身事故・鳥獣被害のみならず、最近拡大傾向にあるマダニが媒介する感染症SFTS、人畜共通の伝染病、また豚熱、口蹄疫などのリスクを増大させています。野生動物の保護または共存は必要ですが、一定水準を超える母集団になると自然増は狩猟や駆除が追いつかなくなり、被害が拡大する傾向にあります。

安八町においてガバメントハンターを確保する必要があると思うが、町単独ではなく周辺市町村とも連携されてはいかがですか。

2番目、クビアカツヤカミキリについて。

クビアカツヤカミキリは、特定外来生物に指定されております。梅・桜・桃などバラ科樹木を食害し、枯死させる害虫です。

安八町においては、百梅園や中須川千本桜等、代表的な観光資源になっております。町民の憩いの場所でもあり、毎年開催される梅まつり、桜まつりは、多数の町民が楽しみにしています。また、中須川千本桜沿いの歩道は、散歩道、また通学路として年中多数の町民が利用されています。クビアカツヤカミキリの対策が遅れると、樹木の枯死による倒木や枝の落下事故発生の危険も生じます。

2012年に愛知県で国内で最初に発見があり、現在16都府県で定着が確認されています。幸い岐阜県では確認はないですが、愛知県は名古屋市のは

か木曽川沿いの市町村はほぼ確認されています。また、お隣三重県、滋賀県でも確認されています。安八町は最前線に近い状況だと思います。クビアカツヤカミキリ対策が必要ではないかと考えますが、御所見を伺います。

議長 農政課長 松岡政司君。

農政課長 栗原宏行議員の1点目の御質問、ガバメントハンターについてお答えいたします。

ガバメントハンターとは、狩猟免許を持つなど専門知識のある自治体の公務員のことであり、公務員とハンターの二刀流でございます。全国的な熊被害を受け、国においてガバメントハンターの人材確保・育成に様々な支援策が講じられているところであります。長野県小諸市など先進的に導入している市町もございますが、今のところ県内市町村においてガバメントハンターの登録実績はございません。

岐阜県では、今年度1,000件を超える熊の目撃情報が寄せられており、近隣市町において駆除されたとの報道もされておりますが、地元猟友会等の協力を得ながら対応している状況でございます。

安八町におきましては目撃情報はありませんが、議員御指摘のとおり、河川敷が通り道になる可能性はゼロではありません。町といたしましては、町民の安全を第一に、迅速な初動体制整備のため、関係機関との連携体制を構築すべく対応マニュアルの策定に着手したところでございます。

議員御質問のハンターの数でございますが、当町におきましては、平成25年度に猟友会が解散しており、現在のところ個人として登録されている方は、わな猟については4人、猟銃については1人であります。猟銃登録の方にお話を伺いましたところ、西濃猟友会に所属し活動してみえるとのことでありました。

熊に限らず、議員御指摘の大型有害鳥獣の対応におきましても、現場において捕獲・駆除等の活動をしていただく捕獲隊の確保が必要であります。町単独での確保は難しいと考えますが、議員御提言のように、近隣市町や猟友会等と連携し、対応できる体制を整えてまいります。

続きまして、2点目の御質問、クビアカツヤカミキリについてお答えいたします。

クビアカツヤカミキリは、その名のとおり赤い首に艶のある体が特徴で、

桜・梅・桃など樹木内部を食い荒らし、枯らしてしまう特定外来生物であります。

議員御指摘のとおり、愛知県で最初に発見以降、国内での被害が拡大しており、今年新たに滋賀県でも確認されました。岐阜県におきましては確認されておりませんが、隣接県で確認されていることを考えると、岐阜県への侵入は時間の問題かもしれません。

こうした害虫対策においては、早期発見、早期駆除が最も重要であります。国立森林総合研究所では、被害発生状況のプラットフォームが構築されておりますので、情報ツールとして活用してまいります。

また、幼虫による食害を受けた樹木には、うどんのような木くずができる特徴がありますので、住民の方から情報提供いただけるよう周知するとともに、樹木管理業者との情報共有を図りながら、早期発見に努めてまいります。

以上、衆原宏行議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 衆原宏行君。

1番 ただいま御返答いただきましてありがとうございます。

これらのこととは、多くの住民の方、行政のみならず住民の方々に关心を持っていただいて、皆さんでやはり注意していただくことが一番の対策になるかと思いますので、住民の方々にも周知していただければ安心かと思います。

今回のガバメントハンターやクビアカツヤカミキリ対策について、安心・安全なまちづくりの観点から質問させていただきましたが、引用元は農業予察情報です。本来は農業生産面の被害軽減の対策が目的でありますが、熊など鳥獣害や病虫害、また風水害など気象情報は、防災・交通安全・フレイルなど予防対策と同様に、安心・安全に資する情報が含まれていると思います。

ぜひ、農業予察情報等の活用をお勧めするとともに、ポイントは事後対策ではなく事前対策が重要であると考えますが、もしよろしければ所見を伺います。

議長 農政課長 松岡政司君。

農政課長 議員御質問のとおり、事前の備えが大切であるという認識はしてございます。そういった予察情報、病害虫防除の関係の情報等、関係機関との情報共有を図りながら、的確な情報の発信、そして農業分野における関係機関と

の連携を図りながら、危機管理体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

議長　糸原宏行君。

1番　御返答ありがとうございました。

今後も安心・安全なまちづくりのため努めていきたいと思いますので、これからもよろしくお願ひします。以上でございます。

議長　4番　傍嶋邦博君。

4番　すみません。昨日、柔道でけがしちゃいました、動きが遅くて申し訳ないです。

議長の承認をいただきましたので、私からはハラスメント対策についてと部活動の地域移行について質問をさせていただきます。

まず初めに、ハラスメント対策についてですが、厚生労働省は11月17日、顧客らが理不尽な要求や迷惑行為をするカスタマーハラスメントから労働者を守るため、全ての企業や自治体に対策を義務づける関連法を2026年10月1日に施行する方針を明らかにしました。加えて、採用面接を受ける学生やインターン参加者などへのセクシャルハラスメントの防止策も同様に2026年10月から義務化されます。

このことを受け、企業と自治体は厚生労働省の指針を参考に対策を検討することになります。例といたしまして、セクシャルハラスメント防止の指針案では、加害社員を懲戒処分とする社内規定を設けるなど、周知・啓発に取り組むよう促しています。

そこで、副町長に質問いたします。

質問1といたしまして、当町としてどのような対策をしていくのか教えてください。

続きまして、部活動の地域移行について質問いたします。

部活動の地域移行につきましては、令和4年第3回議会定例会で私が一般質問をした後、すぐに地域クラブを立ち上げていただきまして、ありがとうございました。地域クラブの立ち上げは、ほかの自治体と比べてもとてもスピード感のある対応で、大変すばらしいことだと感じております。

一方、国の動きといたしまして、文部科学省では2023年度から2025年度ま

でを改革推進期間とし、部活動改革の取組を進めています。そして、2024年8月には、スポーツ庁・文化庁で有識者による地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議を設置いたしました。この有識者会議は、先月11月27日に部活動の地域展開について、自治体が地域クラブを認定する新たな制度を盛り込んだガイドラインの案を取りまとめました。

少子化が課題となる中、2026年度から6年をかけて、原則全ての公立中学校の休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに移行することを目指しております。

11月27日に取りまとめられたガイドラインの案では、参加費を可能な限り低く設定することや、不適切な行為の防止といった要件を満たせば、自治体が地域クラブとして認定し、大会への参加や財政支援が認められる新たな制度が盛り込まれました。また、活動時間は平日は2時間程度、休日は3時間程度以内で週2日以上の休養日を設けることも盛り込まれています。

安八町の地域クラブの現状としましては、登龍中学校と東安中学校の部活動の合計数18のうち、地域移行できた部活動が12、できていない部活動が6つあるとお聞きしております。そして会費、これは生徒側が支払う参加費ですが、こちらは年会費として1,000円、月の会費として500円の徴収、活動時間は休日の土・日どちらかで3時間程度とし、指導者への謝金としては1回の活動につき3,000円、月5回までと把握しておりますが、間違いないでしょうか。

そこで、教育長に質問いたします。

質問2といたしまして、地域クラブの詳細と今後の課題について見解を求めます。

また、今後の課題の一つとして、指導者への費用（謝金）負担の確保が上げられると私は考えております。昨年の2024年の12月に有識者会議の中間取りまとめが出されまして、費用負担の在り方等の中で、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要との説明が載っておりました。

質問3といたしまして、当町において企業版ふるさと納税が集まっていることは存じておりますが、地域クラブに対する支援用としての企業版ふるさ

と納税やガバメントクラウドファンディングを取り組んでいますでしょうか。取り組んでいるのであれば、実績を教えてください。また、取り組んでいないのであれば、取り組んでみてはいかがでしょうか。見解を求めます。

議 長 副町長 山田恭君。

副町長 傍嶋邦博議員からのハラスメント対策に関する質問にお答えいたします。

議員御紹介のように、本年6月に利用者等からのカスタマーハラスメント、以下、カスハラと称させていただきます、や就活生など求職者、職を求める方に対する採用側のセクシャルハラスメント、セクハラの防止といったしまして、事業主等が必要な措置を講ずることを義務化する労働施策総合推進法が改正され、来年10月1日からの施行とする案が示されたところでございます。

今回の改正で、カスハラとは、1. 顧客、取引先及び施設利用者等による行為であること。2. 社会通念上許容される範囲を超えた言動や行動があること。3. 労働者、町においては職員でございますが、の就業環境を害することの3要件全てが満たされるものをカスハラというという定義づけされたところでございます。

また、それに対する事業主等が講ずる必要な措置といたしまして、1. 事業主による方針等の明確化とその周知啓発、2. 相談体制の整備、3. 事案発生後の迅速かつ適切な対応、抑止のための取組を行うこととされました。

本町におけるカスハラの状況でございますが、本年9月に会計年度任用職員を含む全職員を対象にハラスメント等に対するアンケート調査を行い、職員面談を行ったところ、出先機関2つの施設について、利用者からの暴言や通常サービスを超える要求があるとの回答が寄せられました。そこで、警察官OBであります危機管理専門官を両施設に派遣いたしまして、職員からの聞き取りによる実態把握を行い、ハラスメントを受けた際の対処法などを伝達するなど対応したところであり、現在も定期的に巡回を行っているところでございます。

こうしたことが功を奏し、現在は両施設ともカスハラは見受けられず、職員からも危機管理専門官の巡回により安心して働くことができるようになったと評価されているところでございます。

厚生労働省からは、来年10月の施行に向け、カスハラに関する措置指針の素案も示されましたので、町といたしましても、今後この指針に基づき、各

施設の管理規則の見直し、カスハラには毅然とした対応を取ることを旨とする周知と利用者への注意喚起、職員個人が現場で抱え込むことのないよう相談体制の整備など対策を行ってまいりたいと考えております。

次に、休職者等への対応といたしまして、既に現在でも新規採用職員面接時等におきまして、セクハラやいわゆる圧迫面接など、面接者からハラスメントを受けたと感じ取られることのないよう、採用に関する厚生労働省のパンフレットなどを参考に臨んでいるところでございます。

今後は、厚生労働省の指針を参考に、面接する際の質問内容のチェックや、必ず複数人で面接することの徹底、求職者からの相談窓口を設置することなど、対応してまいりたいと考えております。

以上、傍嶋議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 教育長 青山桂子さん。

教育長 傍嶋議員の2つ目の質問、部活動の地域移行についてお答えします。

まず初めに、安八町地域クラブの年会費や月会費、活動時間や回数、謝金については、傍嶋議員の説明のとおりです。

現在の地域移行の現状としては、登龍中学校では、10部活中、女子バレー、女子バスケ、男子バスケ、ソフトテニスの4部活は地域移行できていません。東安中学校では、女子バレーと吹奏楽の2部活が地域移行できていません。

その理由としましては、登龍中学校の女子バスケットは指導者が見つからないこと。男子バスケ、女子バスケ、ソフトテニスについては、保護者との合意ができていないことです。東安中学校については、令和8年度の4月に移行できるように保護者との調整を進めながら準備を進めています。登龍中学校についても、地域移行できるように学校とも連携して現在も調整中です。

今後、地域展開していくに当たり課題は幾つもありますが、その中で大きな課題は3つあると捉えております。

1つ目は、少子化や加入者の減少により、町単独でのクラブ化が難しくなってきていることです。

2つ目は、指導者の謝金もそうですが、クラブ運営に必要な運営費が高額化していること。

3つ目は、休日と平日を一体化した活動の整備を進めることです。

次に、3つ目の質問についてお答えします。

安八町でも企業版ふるさと納税などを行っていますが、地域クラブ支援用の実績はございません。地域クラブへのクラウドファンディングにつきましても、安八町中学校地域クラブとして実施できないか相談していきたいと考えております。

いずれにしましても、土・日の部活動の地域移行は、生徒の主体的な活動が持続できるように、教員だけに頼らず、地域の皆様の力をお借りして、生徒の活動の機会を保障することにあります。今後も安八町中学校地域クラブや学校とも連携して、持続可能な地域展開ができるように課題解決に向けて努力してまいります。

以上、傍嶋議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

4番 御答弁ありがとうございました。

まず、ハラスメント対策についてですが、今年6月に成立した改正労働施策総合推進法は、カスハラそのものを規制するものではなく、被害抑止する方策や発生した場合の被害回復策といった対応を義務づけています。とはいえ、自治体におけるカスハラについては対象の多くが住民となるため、対応策も非常に悩ましい問題になることは間違ひありません。しかし、ハラスメントから職員を守るためにには、しっかりととした対応策をスピーディーにお願いしたいです。

スピーディーと言えば、12月2日に東京都教育委員会が高圧的な保護者による教職員へのカスハラ対策を検討する有識者会議を開いて、教職員向けの対応ガイドライン案を公表しました。また、北海道や大分県津久見市の教育委員会は、既に対応マニュアルを作成しているみたいですね。

話は少し変わりますけど、岐阜の労働局のほうが2024年度に寄せられた職場のハラスメントに関する相談件数が、2013年度に比べて2.6%増の2,625件だったそうです。相談件数は4年連続で過去最多を更新していくまして、2025年度の上半期、今年の上半期の相談件数も約1,400件と、昨年度を上回るペースで推移しております。また、皆さんも御存じのとおり、近隣市町においてもハラスメントで首長が退任される事案も発生しております。

今回、国から対応策を義務づけされたのはカスハラにおける対応策ですけ

ど、町民に対する対応策だけつくっておいて、職員同士における決まりがあまりないというのもちょっとおかしいなと思うのは私だけでしょうか。もう今はカスハラのみでなく、ハラスメント全体に対しての対応が必要な時代に入ってきたいると私は考えています。

そこで、町長にお聞きいたします。

再質問の1といたしまして、今年6月にも質問いたしましたが、ハラスメントに関する条例を制定されてはいかがでしょうか。見解を求めます。

次に、部活動の地域移行についてですが、こちらにつきましては、大変教育長おっしゃるとおり課題が多いと思います。答えはこれだという正解がなかなかないものなのかなと思っております。

今後、平日も地域移行をしていくような形になるので、もっともっと課題が増えてくるのかなというところなんんですけど、私の個人的な見解としては、国が自治体にほぼ丸投げで、国自体の対応が非常に遅く、しかも補助金がまるで足りていない。国が教職員にちゃんとした残業代の支払いや働き方改革がしっかりとできていれば、地域移行の問題すら多分関係ない話だったと思うんですね。ですが、今さら嘆いていても仕方ないので、子供たちのために町としてしっかりとサポートしてあげるしかないと考えております。

その中で、国が教職員の抱えていた問題、この課題をそのまま地域に移行してしまっては、部活動の移行じゃなくて問題の地域移行になってしまいうんじやないのかなと思うんです。それこそさっきの話じゃないんですけど、国や自治体における住民へのパワハラになっちゃうかなと思っています。

そうならないためにも、課題を1つ1つ丁寧に解決していく必要があります。課題はいっぱいありますが、今回は費用確保について質問と提案をさせてもらっているので、それに限定させて質問いたします。

今現在、指導者への謝金が3時間指導して3,000円、時給換算で1,000円になります。そこで予算の関係もありますので、質問2といたしまして、町長にお聞きいたします。

今、岐阜県の最低賃金が時給1,065円になっておりますが、最低賃金にも満たないこの指導者への謝金、この現状に対してどうお考えでしょうか。見解を求めます。

議長 2点ですか。

4 番 はい、2点お願いします。

議 長 町長 岡田立君。

町 長 2点再質問をいただきましたが、ハラスメントの関係につきましては副町長に専門的にやっていただいておりますので、副町長のほうから回答していただきたいと思います。

私からは地域部活のほうの関係の質問についてお答えをさせていただきますが、現在、謝金につきましては1時間1,000円とし、1回につき3,000円を支払っていることは間違いございません。この額は、教員が1時間指導するのに900円という額を支払っているという実績があり、部活動の手当の額に相当する額として設定をさせていただいたということでございます。

地域で同じように子供たちを指導していただいている、傍嶋議員もそうですし、私も少年団として22年間指導してきましたが、やはり無償ボランティアということで頑張ってまいりました。そういう気持ちはやはり大切にしていきたいということもございますので、そういうところからの不公平感等もございます。そういう点からも、現在、地域クラブの運営は、国からの補助金や保護者の負担金だけでは不足が生じておりますので、労働対価というふうに捉えるのではなくて、やはりボランティア対価ということで今1,000円ということを設定させていただいているので、これを変えるということであれば、また今、団員さんに対してのコーチの数のバランスとか、そういうところが取れていないクラブもございますので、そういうところの見直しも図りながら改定をするときには臨んでまいりたいなというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議 長 副町長 山田恭君。

副町長 再質問に対して、お答えをさせていただきます。

ハラスメント条例の制定につきましては、6月議会におきましても同様の御質問を受け、回答をしたところでございます。

その後、いろいろ見直しも図りまして、ハラスメントに対する対応策いたしまして、総務課が職員相互の中のハラスメントに対するものは総務課が窓口となるというところでありましたけれども、副町長、私のところへも、まず第一番にそういう事例があった場合は相談できる対応を求めるというふうに改正をしたところでございます。

また、カスハラに対しましては、今回の法律の改正で、事業主が条例の有無にかかわらず、法律に基づきカスハラを受けた労働者の環境を害されるとのないようにするような措置を講ずる必要があるというふうな趣旨で改正されたものと考えますので、職員相互の、例えばパワハラでありますとかセクハラ、そういうことも同様であるというふうに考えております。

また、従来から安八町の懲戒処分の指針の中で、セクシャルハラスメントに関する内容に応じた、程度に応じた処分内容というものが定められていますので、そういうものでありますとか、そういうことでも対応できるというふうに考えております。

先ほど答弁させていただきましたアンケートを取って、その中でカスハラが行われているということも判明したわけでございますので、こういった折々応じまして、職員のアンケートを取るとか、面談をするとか、そういうことによって早期に把握をして対応していくと、そういう積み上げが大事ではないかというふうに現在は考えておるところでございますので、条例がなくても対応できるのではないかというふうに考えておるところでございます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋議員。

4番 御答弁ありがとうございました。

謝金については、町長おっしゃられるボランティア的なというのは分かるんですけど、もともと教員さんがそれをやっていて今度地域にそういう形に来て、同じようなスタイルというのもまた問題になってくるのではないかと思うので、なるべくその対応をしていただきたいなと思います。

私が議員になってから毎回一般質問をさせていただいているので、今回で25回目の質問になります。その中で、一般質問後に早急に取り組んでいただいたことや、今後取り組む予定で進めていただいている事業があることには大変感謝しております。しかしながら、この一般質問後すぐに取り組んでいただいたことに関しても、一般質問をした際には否定的というか、ちょっと悩んでいるよ的な回答が返ってくることが非常に多いというのが私の正直な感想です。

地方自治体は二元代表制ですので、執行権は町長側、執行部のほうにあり、

議会は政策を審議、議決して、行政の監視やチェックをするのが主な仕事になります。そんな中、今安八町議会は、一般質問において時代の変化に対応した政策提案をしようとする議員がたくさん多くいるのではないかなど私は思っています。全てが全ていい提案だとは申しませんが、中にはすばらしい提案があることも事実です。

二元代表制は、よく車の両輪に例えられますが、私は執行権と議決権の意味合いから、町長はアクセル、議会はブレーキなのではないかなと考えております。しかし、当議会においては議員がいっぱい提案して、執行部ができない理由を結構並べてくるというような真逆の事態がまま見られるかなと思っております。

提案内容によっては、予算の関係や人員配置などで大変難しくてできないことも多く存在するのも理解しております。ですが、町長をはじめ執行部の皆さんにおかれましては、時代背景を鑑みた提案に対しては、近隣市町ではまだ取り組んでいないからとか、日和ることなく先陣を切っていく勢いで、アクセルを思い切り踏んでいただきたいなと思っております。ブレーキは議会が踏みますから、それが私たちの仕事ですので。

ということで、執行部の皆様におかれましては、今後できない理由等を並べるよりも、やる方法を模索していただくことをお願いいたしまして、私たちの一般質問を終了いたします。答弁は要りません。以上です。

議長 次に行きます。

7番 石原英一君。

7番 議長よりお許しをいただきましたので、私からはアートなまちづくりの今後の方向性はで質問させていただきます。

安八町合併70周年記念事業の中で、アートなまちづくりを提言した事業展開は話題になりました。70周年記念式典の際の挨拶でも触れられたように、町内在住のステンシルアーティストが町内に描いた作品は、バイカーやサイクリストが町内を巡りながら自分の愛車を置いて撮影する新たな観光スタイル、関係人口、交流人口を創出しています。

また、12月30日に開催予定の安八音楽祭では、当町在住、出身、ゆかりのある小学生から92歳まで約200名の方が参加され、その御家族や友人も含めると町内外への影響が次第に大きくなっていることを感じます。町が活気づ

いてきているといった、近年聞くことがなかった町民の声を耳にするようになりました。もちろん、スマートインターチェンジ周辺の目に見える開発の影響もありますが、記念事業にも機運上昇の効果があるよう感じます。

一方で、今回、実行委員会のスタッフとして関わらせていただいて、問題点も見えてきました。実行委員会が成熟するまでは、事業資金やスタッフにおいて、当町の一般財源や役場職員の力を借りしなくては実行できず、毎年開催は現実的には難しい。それでも今後、町の未来に欠かせないであろう関係人口の創出において、効果的な事業の一つになる可能性は高く、続けていく価値があり、今後、関係人口に求められるであろう結びつきの強さを高める可能性も考えられます。

そこで、アートなまちづくりとして、トリエンナーレと呼ばれる3年に1度の間隔で町内在住、町内出身、町内ゆかりのアーティストと関係者でつくる芸術祭を開催してはいかがでしょうか。

今年度のように、第九もしくはステンシルアーティストと町内の子供たちとのワークショップを継続することも一つですし、町内にはヨーロッパで展覧会をされたつまみ細作家、2冊目の絵本を上梓され、ますますの活躍が期待される絵本作家、当町出身でいえば、記念事業で選ばれた安八町イメージソングの作詞を手がけ、御自身で町内のPR動画をつくり、短編作品を集めたコンテストで受賞した映像作家、海外に目を向けると、イギリス王室の国王が出席する式典の靴や、世界的に有名ブランドの150周年記念ライター制作に携わり、「シティ・オブ・ロンドン」なる名誉市民も受賞されたロンドン在住の彫金職人など、掘り起こしていくべきまだまだいらっしゃるのではないかでしょうか。

トリエンナーレをハブにすることで、当町在住はもちろんのこと、出身やゆかりのある方々を掘り起こすきっかけになり、関係人口の結びつきを強くしていく効果があると考えます。今後のアートなまちづくりにおける町長の見解を求めます。

議長 岡田立君。

町長 それでは、石原英一議員の御質問、アートなまちづくりの今後の方向性についてお答えをいたします。

今年度は、3村合併70周年という節目の年に当たり、年度当初より多彩な

事業を展開してまいりました。特に、こいのぼりの掲揚やロームカウチ氏と子供たちが一緒に取り組んだアート作品の作成、そして年末に開催する安八音楽祭といった文化的な取組は、地域の魅力を高める大きな成果を得たというふうに考えておりますと同時に、町民や子供たちに芸術のすばらしさと楽しさ、そして意義というものを感じていただくよい機会にもなったというふうに思っています。

こうした事業の推進に際しては、安八町在住のアーティストや音楽家の皆様をはじめ、ちーオシの方々やその御友人の方々に加え、町職員も積極的に御協力と御尽力いただいたおかげで、やり切れたというふうに感じております。改めて、皆様には感謝を申し上げたいというふうに思っているところでございます。

ただ、議員御指摘のとおり、イベント開催に当たっては、やはり役場が主体となって開催するという流れが主流となっており、まだまだ住民発議のイベントは少ないのが現状でございます。

しかし、近年は、国民文化祭はちーオシグループが主体となって活躍をしていただきましたし、結まちづくり協議会による縁日祭りの開催という町民主導による活動もちょくちょく見られるようになりました。

また、水まつりや今回のアートなまちづくり事業、安八音楽祭も、町民の方々主催による実行委員会での運営ということで、徐々にですが流れも変わりつつあるというふうに感じております。この流れを大切に育み、醸成していくたいというふうに思います。

議員御提案のトリエンナーレの開催ですが、今回植えた種が芽を出し、大きく育っていくために、無理なくスムーズに展開していく有効な方法であるというふうに考えます。できれば住民発議による住民主体のイベントになれば、なおいいなというふうに考えるところでございます。

ただ、費用面等を考慮すると、ほかの市町のような大きな芸術祭は大変難しいと思いますが、限られた範囲の中でアイデアを出しながら、安八町をアートな町として地域の文化的価値を高めつつ、町内外の多様な人々が交わる機会の創出となるよう、さらにはアーティストの方々を巻き込み、その関係者の方々とも交流が構築できるイベントとなることを期待しております。

また、関係人口・交流人口の増加策として期待するものとして、来年度よ

り始まる総務省所管のふるさと住民登録制度がございます。これは、本住所とはほかに自分の興味のある自治体、応援したくなる自治体にふるさと住民として登録ができる制度です。二拠点生活とまではいかないまでも、全国各地から安八町を盛り上げたい、大切にしたいという思いを寄せていただき、ふるさと住民として登録してもらい、イベントなどにおけるまちづくりプレーヤーとして参加していただきたいというふうにも考えております。

今後も、文化的価値の創造というものを大切にしながら、持続可能な体制の構築と関係人口・交流人口の創出については積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、議員各位のさらなる御理解と御指導を賜れればというふうに思います。

以上、石原議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 石原議員。

7番 答弁ありがとうございました。

今、積極的なということで、すごくわくわくする答弁をありがとうございました。文化的な価値という言葉がさっき出ていましたけど、うちの町、文化的な価値でいうと、少し掘り起こしていくと、蓑虫山人がいらっしゃるんですよね、画家として。彼の作品を町は保有していて、彼って縄文コレクターでもあって、ここ昨今縄文ブームで、あとNHKの日曜美術館の元司会者の有名俳優さんが蓑虫山人のファンであることを公言したりということもあって、それですごく今、蓑虫山人の認知度が物すごく上がっています。

そういうところで、アートと歴史という部分でも掘り起こしていく形で融合させていくというのも一つ、やっぱり可能性として膨らんでいくのも一つでしょうし、あと今日の答弁の中でフレイルは来年の予算の中でという言葉が出てきましたけど、今、安八町はフレイルにすごく注目されているので、フレイルということでいうと、この間の公式ソングのばちはち安八の振りつけの中で、フレイル向けの体操が、振りつけがありましたけれども、それをつけていただきましたけれども、そういう形でフレイルと、例えばダンスという芸術との融合ということも考えられます。

安八町の在住には世界チャンピオンを経験しているダンサーもおりますし、あとフレイルと体操ということで言えば、この間の町民栄誉賞で世界的な金

メダリストにもなられた彼女なんかも絡んでいただくことができる可能性もあるというのもありますし、もっと言えば、今日お話が出た外国人の話でいうと、外国人がもう少し成熟していったりしたら、そして、例えば空き家ももう少し規制緩和されてくれれば、例えば日本好きの外国人の漫画家に空き家に住んでいただいて、1年かけて安八町の四季を体験していただいて作品をつくっていくということで、例えばアートなまちづくりと空き家のような地域課題の解決にも融合していくような、いろいろな可能性がアートのまちづくりはあると思いますので、今後の安八町に期待したいと思います。

再質問はありません。一般質問を終わります。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。10分間休憩で、11時35分から再開いたします。よろしくお願ひいたします。

(午前11時24分 休憩)

(午前11時35分 再開)

議長 再開いたします。

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 傍嶋邦博君。

4番 議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時は令和7年12月2日火曜日、午前11時45分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の報告、令和8年度議会報告会の開催時期、対象者、内容について協議し、今年度と同じ形式での報告会で老人クラブの会長を対象に開催することに決定いたしました。

詳細の内容等につきましては、次回の委員会で検討することになりました。

少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ありません。

以上、報告を終わります。

議長　日程第4、常任委員会報告を行います。

議第75号から議第87号までは、各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長　西松幸子さん。

3　番　民生文教常任委員会の報告を行います。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和7年12月5日金曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部、西松総合体育館長が欠席のほかは全員出席。

付託事件及び審査の結果、議第75号　安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、議第76号　安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第77号　安八町子育て支援施設の設置及び管理に関する条例制定について、議第78号　安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議第79号　安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議第80号　安八町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、議第81号　安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第82号　安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第83号　安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で、原案どおり承認いたしました。

議第84号　令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）については、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第85号　令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第86号　令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見留保の有無はございません。

その他、委員会現地視察は、修繕工事が完了したハートピア安八天文台の投影機を視察いたしました。

以上です。

議 長 総務産建常任委員長 石原英一君。

7 番 総務産建常任委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和7年12月4日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部、馬淵総務課危機管理専門官が欠席のほかは全員出席。

付託事件及び審査の結果、議第84号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）については、当委員会関係分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第87号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第3号）については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見留保の有無はありません。

その他、委員会現地視察は、名神高速道路、長良川橋リニューアル工事箇所と、子供たちとロームカウチで創るアート作品が制作された浄化センターと安八温泉を視察しました。

以上です。

議 長 以上で常任委員会報告を終わります。

議 長 日程第5、議第75号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第75号は原案どおり可決しました。

議長　日程第6、議第76号　安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長　討論を打ち切り、採決を行います。
本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長　異議なしと認めます。したがって、議第76号は原案どおり可決しました。

議長　日程第7、議第77号　安八町子育て支援施設の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。
本件について討論を行います。
〔「討論なし」の声あり〕

議長　討論を打ち切り、採決を行います。
本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長　異議なしと認めます。したがって、議第77号は原案どおり可決しました。

議長　日程第8、議第78号　安八町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について討論を行います。
〔「討論なし」の声あり〕

議長　討論を打ち切り、採決を行います。
本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長　異議なしと認めます。したがって、議第78号は原案どおり可決しました。

議長　日程第9、議第79号　安八町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。
本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第79号は原案どおり可決しました。

議長 日程第10、議第80号 安八町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第80号は原案どおり可決しました。

議長 日程第11、議第81号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第81号は原案どおり可決しました。

議長 日程第12、議第82号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第82号は原案どおり可決しました。

議長 日程第13、議第83号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第83号は原案どおり可決しました。

議長 日程第14、議第84号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第84号は原案どおり可決しました。

議長 日程第15、議第85号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第85号は原案どおり可決しました。

議長 日程第16、議第86号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第2号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第86号は原案どおり可決しました。

議長 日程第17、議第87号 令和7年度安八郡安八町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第87号は原案どおり可決しました。

議長 日程第18、議第88号 教育長の任命につき同意を求める件を議題とします。提案説明を求めます。

町長 岡田立君。

町長 それでは、13ページをお願いいたします。

議第88号 教育長の任命につき同意を求める件につき、朗読並びに説明を申し上げます。

教育長を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和7年12月12日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、敬称は省略をさせていただきます。住所、安八町東結1251番地の17。氏名、棚橋剛。生年月日、昭和36年6月3日生まれ。

提案説明をさせていただきます。

青山教育長の任期が令和7年12月21日をもって満了いたしますので、後任

に棚橋剛氏を任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

棚橋剛氏は、昭和59年に教員に奉職されて以来、主に岐阜圏域の小・中学校で教壇に立たれ、最後は令和4年3月末で小学校長として退任をされました。その後も教育にかける情熱は冷めず、現在は瑞穂市の教育支援センターにて不登校支援などに御尽力をされておられます。幅広い見識と強いリーダーシップにより教育現場を支えてきた方であり、また教育に対しての情熱も深く、人格識見ともに教育長として適任であると判断し、任命について同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和7年12月22日から3年間となります。

以上、御同意のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認め、議第88号について採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第88号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第19、議第89号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第20、議第90号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第21、議第91号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第22、議第92号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての4議案を一括議題したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第19、議第89号から日程第22、議第92号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の15ページをお願いいたします。

第89号から第92号の4議案につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております費用関係4条例の一部改正に係る提案説明は、同様の内容となりますので、これより一括にて御説明申し上げます。

令和7年的人事院勧告を鑑み、期末手当の支給率の改正並びに給料表の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

それでは、順に御説明申し上げます。

議第89号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月12日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、17ページ、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げます。

議案資料の1ページを御覧願います。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表。

上段の表が第1条関係、下段の表が第2条関係、いずれも右の列が改正後でございます。

今回、議会議員の期末手当の支給割合を年間4.6か月から4.65か月に引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

上段の第1条関係は、令和7年12月支給分について、支給割合を0.05か月分引き上げ、2.35か月分とし、6月支給分と合計しまして年間4.65か月分とするものでございます。

下段の第2条関係は、令和8年4月1日から施行するもので、引上げ分の0.05か月分を6月支給分と12月分にそれぞれ0.025か月分振り分け、年間4.65か月分とするものでございます。

議案書の17ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

第1項として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

第2項として、第1条の規定による改正後の報酬等条例の規定は、令和7

年4月1日から適用する。

第3項は、期末手当の内扱に関する規定でございます。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。

議第90号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月12日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、21ページ、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の提案資料で御説明申し上げます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表。

上段の表が第1条関係、下段の表が第2条関係、いずれもが右の列が改正後となります。

今回、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を前議第89号の議会議員と同様に、年間4.6か月から4.65か月に引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

内容・附則につきましては、議第89号と同様のため割愛をさせていただきます。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。

議第91号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月12日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、25ページ、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の提案資料で御説明申し上げます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例、第1条関係に係る新旧対照表でございま

す。

右の列が改正後となります。

第9条の2、こちらは医師等における初任給調整手当の増額改定を行うものでございます。

下のほうに移りまして、第11条の3、通勤手当は、裏面6ページにまたがりまして、距離数に応じて手当の引上げ改定を行うものでございます。

7ページへお移りいただきまして、第18条、宿日直手当でございますが、現行の4,400円を4,700円に改め、その他医師等の手当に関しても引上げ改定を行うものでございます。

下のほうの第18条の3、期末手当、裏面8ページの中ほど、第18条の6は勤勉手当を規定するものでございます。一般職員、特定管理職職員、管理職の令和7年12月支給分のいわゆるボーナスの支給割合を0.05か月分引き上げ、2.35か月とし、6月支給分と合計しまして、年間4.65か月分とするものでございます。

このほか、定年前再任用短時間勤務職員においても、同様に0.05か月分引き上げ、年間2.45か月とするものでございます。

10ページまでお願ひします。

給料表の改定でございます。

10ページが改正前、右の11ページが改正後の表となります。

今回の改定によりまして、大学卒の初任給であります表の中段やや下になりますが、1級の25号給の22万円が1万2,000円引き上げとなり、右側の1級25号給23万2,000円に改定をするもので、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料を引上げ改定するものでございます。

なお、15ページにわたり、左側が改正前、右のページが改正後の給料表となります。

ページが少し飛びまして、16ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例、第2条関係に係る新旧対照表でございます。

右の列が改正後となります。

第11条の3といたしまして、通勤手当は第2項第2号において自動車通勤の限度額は6万6,400円とし、距離の区分と手当の額は規則に委任すること

を規定いたします。

17ページの中ほどになります第18条の3は期末手当、裏面にまたがりまして、第18条の6は勤勉手当を規定するものでございます。

一般職員、特定管理職職員、管理職のボーナスについて、引上げ分の0.05か月分を6月支給分と12月支給分にそれぞれ0.025か月分割り振り、年間4.65か月分とするものでございます。

定年前再任用短時間勤務職員においても同様に配分し、年間2.45か月とするものでございます。

議案書の31ページにお戻り願います。

附則でございます。

第1条第1項は、この条例は公布の日から施行することとし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行をいたします。

裏面32ページの第2項は、第1条の規定は令和7年4月1日から適用することといたします。

第2条は給与の内払に関する規定、第3条は町の規則への委任規定を設けるものでございます。

続きまして、右側の33ページをお願いいたします。

議第92号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月12日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、35ページでございます。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表でございます。右側が改正後となります。

第4条関係における別表第1は、会計年度任用職員における給料表を規定するものでございます。こちらは19ページから22ページまでにわたり、新旧

対照表を掲載してございます。

会計年度任用職員の給料表は、一般職員の給料表を準用しており、職務の級である1級と2級の給料表の等級の引上げ改定を行うものでございます。

議案書にお戻りをいただきまして、39ページをお願いいたします。

下のほうの附則でございます。

この条例は令和8年1月1日から施行するものでございます。

以上、議第89号から議第92号の4議案につきまして御審議いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

議長 それでは、議第89号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第89号は原案どおり可決しました。

続いて、議第90号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第90号は原案どおり可決しました。

続いて、議第91号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第91号は原案どおり可決しました。

続いて、議第92号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第92号は原案どおり可決しました。

議長 日程第23、議第93号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の41ページをお願いいたします。

議第93号につきまして御説明申し上げます。

議第93号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,289万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億3,870万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして43ページ。

第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円となっております。

43ページが歳入、裏面44ページから45ページにわたり歳出となります。

いずれも、補正前の額74億1,580万4,000円にそれぞれ2,289万8,000円を追加し、74億3,870万2,000円とするものでございます。

裏面の46ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額2,289万8,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰り入れるものでございます。

47ページをお願いします。

3の歳出でございます。

今回の歳出補正は、人事院勧告に基づく人件費の補正で、給料の引上げ改定及びボーナスの0.05月分の引上げなどによるもので、47ページの款、議会費から最終の56ページの款、教育費まで、節区分の報酬から共済費まで合計2,289万8,000円の補正をお願いするものでございます。

職種別の補正額の内訳といたしまして、議会議員が14万8,000円、特別職と一般職が1,770万円、会計年度任用職員が505万円でございます。

以上、令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）につきまして御審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第93号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和7年第4回安八町議会定例会を閉会といたします。

(閉会時間 午後0時13分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月12日

議長 大平文雄

議員 石原英一

議員 岩田讓治